

東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進

コーディネータ派遣依頼書

年 月 日

東京都環境局資源循環推進部長 殿

東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣制度実施要綱及び東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣制度実施要領の規定の内容を了承し、同要綱第7条第1項の規定に基づき、下記の事項についてのコーディネータ派遣を依頼します。

記

依頼者に係る事項	依頼者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)			
	住所	〒		
	連絡先 電話番号		担当者名	
	メール			
事業場に係る事項	事業場名			
	所在地	〒		
	業の区分			
	再資源化品目・事業内容			
助言依頼内容				
事業場の所在地・案内 図及び主要設備・レイ アウト等	別紙のとおり			

(日本産業規格 A 列 4 番)

環資産第 号
年 月 日

(受託者名) 殿

東京都環境局資源循環推進部長
(公印省略)

東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進

コーディネータ派遣指示書

東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣制度実施要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおりコーディネータの派遣を指示する。

記

依頼者に係る事項	依頼者の氏名又は名称			
	住所	〒		
	連絡先電話番号		担当者名	
	メール			
事業場に係る事項	企業名			
	所在地	〒		
	業の区分			
	再資源化品目・事業内容			
助言依頼内容、事業場の所在地案内図及び主要設備・レイアウト		別添のとおり		
備考				

環資産第 号
年 月 日

(依頼者名) 殿

東京都環境局資源循環推進部長
(公印省略)

東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進
コーディネータ派遣決定通知書

年 月 日付東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣依頼書による派遣依頼について、東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータを派遣することを決定しましたので、通知します。

なお、東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータは、下記のとおり、東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータの派遣業務に関する委託契約の受託者から派遣されますので、当該受託者と連絡を緊密にしてください。

記

受託者名			
所在地	〒		
連絡先 電話番号		担当者名	
メール			
派遣期間	年 月 日から 年 月 日まで		

[連絡先]
事務局：東京都環境局資源循環推進部
産業廃棄物対策課 指導担当
担当者
電話：03-5388-3586

様式 4

(表面)

<p>東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進 コーディネータ派遣制度実施要綱 第9条第1項の規定による 東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進 コーディネータ業務従事者証</p>	
受託者 名 称 契約期間	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>
コーディネータ 氏 名	
<p>東京都環境局資源循環推進部長</p>	

12センチメートル

1
2
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

(裏面)

東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣制度実施要綱(抜粋)

(従事者証の交付等)

第9条 資源循環推進部長は、受託者から第6条第2号カに規定する報告を受けたときは、選任されたコーディネータに対し、要領の定めるところにより、コーディネータ業務に従事している者であることの証明書(以下「従事者証」という。)を交付するものとする。

2 コーディネータは、派遣先事業場を訪問する際は、従事者証を携帯するとともに、依頼者及び事業者からの求めに応じ提示しなければならない。

東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣制度実施要領(抜粋)

(従事者証の交付)

第5条 要綱第9条第1項の規定による従事者証の交付は、別記様式4による東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ業務従事者証を、受託者を經由して、選任されたコーディネータに交付することにより行うものとする。

東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進 コーディネータ派遣制度に係る秘密保持契約書

(受託者名) (以下「甲」という。) と (依頼者名) (以下「乙」という。) とは、東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣制度実施要綱第11条の規定に基づき、東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣制度に係る秘密の保持に関し、次の条項により契約を締結する。

(秘密保持)

第1条 甲は、東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータの派遣事業の業務の遂行を通じて乙から入手した一切の情報について秘密を厳重に保持し、乙の事前の文書による承諾がない限り、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 相手方から知得する前に既に公知である情報
- (2) 相手方から知得した後に自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- (3) 相手方から知得する前に既に自らが所有していたもので、かかる事実が立証できる情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を伴うことなく取得した情報

(疑義の決定等)

第2条 この契約の解釈に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、各1通を保有する。

年 月 日

(住所)

甲 (名称)

(代表者の氏名)

乙 (住所)

乙

(氏名)

法人の場合は、
名称及び代表者の氏名